

3月号（474号）

XはA県B市で農業を営んでいるが、その所有する農地は「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という）8条に基づき「農用地区域」に指定されている。Xの息子Cが結婚したため、Xは農地の一部を宅地にしてCのための一戸建てを建てようとした。ところが、農地法の定めによれば、農地を宅地に変えるためには許可（以下「転用許可」という）が必要になるが、特に農用地区域ではその要件が極めて厳しく、許可が得られる見込みがなかった。そこでXは、まずは自分の農地を農用地区域から除外することを求めてB市に要望書を提出した。しかしB市は、「農振法の定める要件に該当しないことから、Xの要望に応じることはできない」とする回答（以下「本件回答」という）をXに伝えた。

(1)農振法の仕組みを踏まえた上で、農用地区域からの除外要件を説明しなさい。(2)Xが本件回答の取消しを求める取消訴訟を提起した場合に、その処分性が認められるか、検討しなさい。

2月号（473号）

XはA市に一戸建てを所有して居住しているが、その隣には老朽化した木造2階建ての空家が建っている。この空家の登記簿上の所有者は既に死亡しており、相続人の所在も明らかでなかった。

Xは、この空家が築50年以上経っていて、その一部が自宅に向かって倒れかかっているため、これ以上放置するのは危険であるとしてA市に対策を求めた。これを受けて、A市長のYは「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という）に基づき対策をとることとした。

A市による調査の結果、空家の相続人がBであることが判明したが、YはBに空家の全部を撤去することを勧告しただけであり、それ以上の対策をとらなかった。また、Bは撤去費用を負担できないとして撤去に応じなかった。そこでXは、YがBに対して行政処分をすることを求めることにした。

(1)XがYに行政処分の発動を求めるためには、どのような抗告訴訟を提起すればよいか、特措法の規定を踏まえて検討しなさい。(2)この抗告訴訟につきXの原告適格が認められるか、検討しなさい。

1 月号（472 号）

宗教法人 X は、A 市の丘陵地帯に墓地を建設することを計画し、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「墓埋法」という）に基づき、墓地経営許可を申請する準備を始めた。

ところで、A 市では墓地経営許可についていわゆる「事前審査」を実施している。これは、許可の申請を受理するまでに審査できる事項については事前に審査して、法令等の要件等に適合していると判断された場合にのみ許可の申請を受理し、その後に申請者が工事に着手し、工事が完了した後に、墓地が計画どおりに建設されていることを確認して許可を付与するという仕組みである。

X も、この事前審査を受けた上で、審査基準に適合するよう計画を修正して許可を申請したところ、A 市長の Y1 はこれを受理した。従来、申請が受理された後に不許可処分がされた例はなかったため、X は墓地の造成工事や建物の建設工事に着手した。

ところが、工事が完成する直前に A 市で市長選挙が行われ、Y2 が新市長として当選した。Y2 は、X が十分な資金を有しておらず、安定的で永続的な墓地経営をできないおそれがあるとして、X の申請を不許可とする処分を行った（以下「不許可処分」という）。

(1)不許可処分の適法性について、墓埋法と東京都「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」（以下「東京都条例」という）の規定に即して検討しなさい。

(2)Y2 が事前審査を経た申請を不許可としたことは、行政法の一般法原則に抵触しないか、検討しなさい。

12月号（471号）

不動産会社 X は宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という）に基づく免許を受けて不動産取引業を営んでおり、A はその代表取締役（社長）の地位にある。ある日、A の妻 B が自動車を運転して A を会社に送っていたところ、B は交通事故を起こして、歩行者に重傷を負わせてしまった。B のことを案じた A は、自分が自動車を運転していたと虚偽の説明をして B の身代わりとして逮捕された。刑事裁判の結果、A は自動車運転過失傷害の罪で懲役 1 年、執行猶予 4 年の刑罰を受けて、判決は確定した。

宅建業法の定めによれば、法人の役員が「禁錮以上の刑」に処せられた場合、その法人の免許は取り消されることから、知事 Y は X の免許を取り消した（以下「免許取消処分」という）。しかし、免許取消処分に先立ち A は、自分は身代わりとして刑を受けたに過ぎないので、免許取消しは違法であると Y に主張するつもりでいたが、その機会是与えられないままであった。

(1)宅建業法の仕組みについて調べた上で、(2)Y が免許取消処分をする際に適正な手続をとったか否か、行政手続法（以下「行手法」という）に照らして検討しなさい。

11 月号（470 号）

A 国出身の X は、A 国で反政府組織 B の幹部として反政府活動に従事していたため、A 国警察に逮捕されて刑務所に収容された。刑務所の環境は劣悪であり、X は看守から度々暴行を受けたため、B のメンバーの手助けで刑務所から脱走し、偽造パスポートを使って A 国を出国した。

その後、幾つかの国を経由して日本に辿り着いたが、入国審査の際にパスポートが偽造品であることが見抜かれてしまった。このままでは退去強制となる可能性があったため、X は「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という）61 条の 2 第 1 項に基づき難民認定の申請をした。

X は、難民認定の審査の過程で、A 国での反政府活動の内容や刑務所に収容された経緯などを難民調査官に話したものの、身一つで逃げ出してきたこともあって、その証拠を提出できなかった。そのため、法務大臣 Y は X の申請を拒否する処分を行った（以下「不認定処分」という）。

(1) 難民認定に関する入管法の仕組みについて説明しなさい。(2) Y の不認定処分は適法なものと言えるか。Y にどの程度広い裁量権が認められるかを踏まえて検討しなさい。

10月号（469号）

製薬会社 X は、二酸化塩素を用いた除菌グッズを製造・販売しており、その広告には「二酸化塩素の力で空気中のウィルス・菌を退治します！」と表示していた。ところが、一部の専門家から除菌グッズの効果について疑義が出されたために、消費者庁はその裏付けとなる資料を提出するよう X に求めた。

そこで X は、除菌グッズの効果を示す実験結果を提出したが、それによれば「6 畳相当の閉鎖空間であれば、浮遊ウィルスは 180 分間で 99%、浮遊菌は 120 分間で 99%、それぞれ除去できる」と示されていた。

しかし、消費者庁の長官 Y は、この広告は消費者に誤解を与えるものであるとして、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づき、広告を取りやめるよう X に命じた（以下「中止命令」という）。

(1) 不当な広告や宣伝を防ぐための景表法の仕組みを説明しなさい。(2) 中止命令の適法性について、Y にどの程度広い裁量権が認められるかを踏まえて検討しなさい。

9 月号（468 号）

X はパチンコ店 A を経営しているが、ある日、A のすぐ隣に新しい大規模パチンコ店 B が開業するという計画を知った。この計画が実現すると、近隣の客が B に流れてしまい、A の経営は立ちゆかなくなる可能性が高かった。そこで、X は B の開業を阻止しようと県の公安委員会に相談してみたものの、B の建設予定地は「準工業地域」に当たることから、法律上 B の営業を規制することはできない、との回答であった。

X が諦めかけていたところ、次の日、「灰原」と名乗る怪しげな男がやってきた。話を聞いてみると、「B のすぐ隣に診療所を急いで開設しましょう。開設費用を出してくれれば、後はこちらでやりますから。」と持ち掛けてきた。灰原の提案に戸惑った X だったが、背に腹は代えられないということで、灰原に全て任せることにした。

(1)風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の規定を踏まえて、なぜ診療所を開設するとパチンコ店の開業を阻止できるのか、説明しなさい。(2)開業を阻止された B の経営者にはどのような訴訟上の救済手段が認められるか、検討しなさい。

8月号（467号）

Xは、マイホームを建てるための土地を探していたところ、駅近で価格も手ごろで広さも申し分ない売地を見つけた。急いで下見に行ったところ、建設途中の道路がその土地のすぐ手前で途切れていた。何だか怪しいと感じた X が広告を読み返したところ、物件詳細情報の「備考」の欄に「都市計画道路区域内」と小さく書いてあった。

Xはその意味を不動産屋の従業員に聞いてみたものの、その従業員がものすごい小声で早口に説明したために、Xはまるで理解できなかった。かろうじて聞き取れた言葉は「都市計画法」、「建築制限」、「でも全然問題ありませんよ」だけであった。

(1)X が都市計画道路区域内の土地を購入する際には、どのような点に注意しなければならないか、都市計画法の条文を踏まえて説明しなさい。(2)X がこの土地を購入した後、道路建設の違法性を主張するためにどのような訴訟を提起できるか、説明しなさい。



7 月号（466 号）

大学生の X は、通学のために私鉄の A 鉄道を利用しているが、ある日、その運賃が値上がりすることをニュースで知った。調べてみると、A の利用者が減っている上に原油や人件費が高騰していることから、収益を改善するために 2 割程度の値上げを計画しているとのことであった。

X としては、通学費が増えると経済的に苦しい上に、A が十分な経営合理化を試みることなく安易に運賃を値上げしようとしていることに憤り、何とかしてこの値上げを阻止できないかと調べたところ、「鉄道事業法」という法律が関係していることを知った。

(1) 運賃の値上げについて、鉄道事業法がどのような規制を及ぼしているかを調べた上で、(2) 値上げを阻止するために X はどのような訴訟を提起すればよいか、検討しなさい。

6 月号（465 号）

A 県の飲食店 B で食中毒が起きた疑いがあったため、A 県の保健所は B に立入り検査を実施した（なお、B は食品衛生法に基づき適法な営業許可を有している）。その結果、食中毒の原因菌は発見されなかったが、調理場の清掃や調理器具の洗浄が不十分であることが判明した。そこで A 県知事 Y は、同法に基づき営業停止処分を行うことを検討した。

しかし、(a)違反の程度が重大なものではなかったこと、(b)B の経営者 X が施設の管理の改善を約束したこと、(c)X が Y に多額の政治献金をしていたこと、を理由として、Y は行政指導をするにとどめて、B の営業を継続させることにした。

ところが、その 1 か月後、B で新たな食中毒事件が起きて、幼児 C が死亡した。C の遺族は、Y がもっと早くに営業停止等の厳しい処分をしていれば、C の死亡を避けることができたはずであると主張している。

- (1)飲食店に対する営業規制について、食品衛生法を踏まえてその仕組みを説明した上で、
- (2)Y が営業停止処分を行わなかったことは適法と言えるか、検討しなさい。なお、検討に当たっては、平成 30 年 6 月改正前の食品衛生法を参照すること。

5月号（464号）

A市では、公務員が飲酒運転をして交通事故を起こす事件が続いたため、A市長Yは、懲戒処分の処分基準を改正して、飲酒運転に対する懲戒処分を厳格化した。

その後、A市の公務員であるXが職場の忘年会に参加してビールを3杯飲んだところ、妻から突然電話があり、Xの母が急病で倒れたので、急いで帰ってきてほしいとのことであった。

運転したXは、飲酒運転となることを承知しつつも、自宅までは3kmしかないので警察に捕まることはないだろうと考えて、自動車を運転して自宅へ向かった。

ところが、途中で警察官の検問に合い、Xは「酒気帯び運転」で逮捕されて、運転免許停止等の行政処分や罰金刑を科された。このことを知ったYは、Xの飲酒運転は地方公務員として許されない行為であるとして、Xを「免職」とする懲戒処分を行った。

この免職処分は、懲戒処分として妥当なものだろうか。地方公務員法と「宇都宮市職員に対する懲戒処分の基準に関する規程」に照らして検討しなさい。

4月号（463号）

Xはビンテージのジーンズ等を集めることを趣味としているが、趣味が高じて古着のリサイクルショップ（古着を不特定多数の客から買い取り、それを店舗にて販売すること）を経営することを思い立ち、近所の小さな店舗を借りてリサイクルショップを開店した。

開店してしばらく経って、見知らぬ男Aが数十着の新品同様のジーンズを売りに来た。Xは少し不審に思い、ジーンズの出所をAに聞いてみたものの、Aはごにょごにょと呟くだけではっきりとは答えなかった。Xはますます不審に思ったが、それ以上詮索せずに、ジーンズを合わせて5万円で買い取ることにした。その際、XはAの氏名・住所を免許証等で確認しなかった。

数日後、警察官がXのリサイクルショップにやってきた。話を聞いてみると、Aは窃盗犯であり、Aが売りに来たジーンズも盗品であるとのことであった。

Xが(1)リサイクルショップの経営を始めたことと、(2)Aからジーンズを買い受けたことには、行政法の観点から見てどのような問題があるか。古物営業法の条文を踏まえて検討しなさい。